



建設業 一人親方のための労災保険 思わぬ災害に備える

宮崎 SR 労災協会 で安心・安全

○労働者を使用しないで建設の事業（土木・建築その他の工作物の建設・改造・保存・変更・破壊もしくは、解体又はその準備の作業）に従事している方が対象です。

○大工・左官・とび・石工・塗装工・内装工・配管工・土木・電気工事・建設機械オペレーター・建具工等が該当しますが、特に職種の限定はありません。労災加入証明を提示しないと、現場に入れないケースも増えています。

社会保険労務士が貴方に代わって労災加入・療養の費用請求のサポートを行います

加入の手順と証明書

- ① 一人親方加入申出書を担当社労士を通して宮崎 SR 労災協会に提出する→事務局が監督署へ提出する
- ② 宮崎 SR 労災協会から保険料の納入通知書と会費の請求書が担当社労士を通して届く
- ③ 一人親方加入者の方は保険料と会費を宮崎 SR 労災協会の銀行口座へ振り込みする
- ④ 「特別加入者証」が担当社労士を通して届く



年度更新

- ① 3月上旬に事務局から加入継続及び日額変更について、担当社労士を通して確認書が届きます。
- ② 継続の意思の有無、給付基礎日額を確認して確認書に記入して担当社労士に提出
- ③ 新年度の「特別加入者証」は保険料と会費の入金確認後次第発送いたします。
- ④ 入金期限までに入金がない場合には退会となります。

補償の対象範囲：一人親方等の場合の業務上の認定基準

保険給付の対象となる災害は、加入対象業務を行っている場合に限られています。

- * 請負工事現場における作業及びこれに直接附帯する行為を行う場合
- * 請負契約に基づくものであることが明らかな作業を自家内作業場において行う場合
- * 請負工事にかかる機械及び製品を運搬する作業
- * 突発事故（台風・火災）等による予定外の緊急の出勤途上
- * 通勤災害については、一般の労働者と同様に取り扱われます



医療費は無料、休業・障害・遺族補償も

工作中的ケガ・現場へ行く途中の事故等、災害が発生したときは・・・	
治療費（療養補償給付）	全部無料です
仕事を休んだとき（休業補償給付）	休業4日目から働けるようになるまで、1日につき休業給付基礎日額の80%が支給されます
障がいが残ったとき	障害補償年金や傷害補償一時金が支給されます
死亡事故のとき	遺族補償年金あるいは遺族補償一時金とともに葬祭料が支給されます

入会手続き

1. 特別加入適用日

所定の手続きが完了し担当の社労士を通じて加入申請誓約書と運転免許証のコピーを提出してください。監督署に提出した日の翌日から適用となります。保険料・会費を請求の後、振込確認が取れましたら、「特別加入者証」を発行いたします。

2. 入会費用等

入会金 5,000円 会費（委託手数料）年額 12,000円（月額1,000円）

労働保険料 給付基礎日額によって定められた金額となります

2. 健康診断

特別加入を希望する方のうち、過去に特定作業（粉塵作業・振動を与える業務・鉛業務・有機溶剤業務等）それぞれの従事期間を超えて当該業務従事したことがある場合は、加入前に健康診断が必要となりますので、「特別加入時健康診断書」を労働基準監督署に提出します。後日関係書類が送付されますので、一人親方ご本人が指定された医療機関に連絡して速やかに受診してください。健康診断費用は国が負担します。



宮崎SR労災協会

〒880-0121 宮崎市大字島之内9218-12

TEL 080-3963-4649